

人事評価制度等に関する検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、職業能力育成型人事評価制度及び昇給制度等の在り方を検証し、制度の改善を図ることを目的として「人事評価制度等に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置するとともに、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員15名以内で組織する。

2 検討委員会は、次の各号からなる委員をもって組織する。

(1) 市町村(学校組合)教育長

(2) 小・中学校長

(3) 県立学校長

(4) PTA代表

(5) 有識者

(6) その他教育長が必要と認めるもの

3 委員は、教育長が委嘱又は任命する。

4 検討委員会には、会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選によって決定する。

6 会長は、検討委員会の会務を総括する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年間とする。

2 任期途中で委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命する。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)の進行は会長が務める。会長が出席できないときは副会長が代理する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、資料の提出や意見、説明、その他の協力を求めることができる。

4 会議は公開とする。ただし、出席した3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成23年度における委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成24年3月31日までとする。